

社会福祉法人福陽会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人福陽会（以下「本会」という。）の定款第 8 条及び定款第 21 条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- （1） 評議員とは、定款第 5 条によるものをいう。
- （2） 役員とは、定款第 15 条による理事及び監事をいう。
- （3） 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4） 非常勤役員とは、第 2 号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- （5） 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- （6） 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の額）

第 3 条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第 8 条に定める金額の範囲内で、別表 1 に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員の理事長に対しては、報酬、賞与を支給し、金額は別表 2 に基づき支給する。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表 3 に基づき支給する。ただし、国若しくは地方公共団体の職、又は施設長の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

（報酬支払方法）

第 4 条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第 5 条 本会は、第 2 条の第 1 号、第 2 号、第 4 号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、給与規程に基づき算出されるものとする。

- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(施行)

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年6月15日 一部改正

2019年6月12日 一部改正

2021年6月23日 一部改正

令和6年6月26日 一部改正

令和7年8月15日 一部改正

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額（一人当たり）	年度総額上限（一人当たり）	年間総額上限（合計）
評議員	5,400	50,000	500,000

別表2 常勤役員の理事長の報酬

名 称	月 額	賞 与	年 収
理事長報酬	975,000 円以内	年 4,300,000 円以内	16,000,000 円以内

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額（一人当たり）	年度総額上限(一人当たり)	年間総額上限（合計）
理事	12,700	120,000	480,000
監事(理事会・評議員会)	12,700	500,000	1,000,000
監事のみ 監事監査当日	12,700		